

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成28年度 第7回 入間市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成29年3月6日(月) 午後1時30分 開会、午後3時 閉会
開 催 場 所	入間市リサイクルプラザ 2階研修室
議 長 氏 名	入間市廃棄物減量等推進審議会 会長 小林昌幸
出席委員(者)氏名	池谷 浩 奥山重信 岡野こずえ 釘持和夫 小林昌幸 多田ひとみ 永井健一 沼井里恵 向野康宏 森谷秀一 山本有男
欠席委員(者)氏名	相葉 学 篠塚玲子 関根精隆 和田伸二
説明者の職氏名	環境経済部長 山崎利明 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 秋元 満 環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) 石川昌輝 総合クリーンセンター(事務局) 主 幹 増岡貞夫 総合クリーンセンター(事務局) 副主幹 齋藤政弘
会 議 次 第 (公 開)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 諮問事項に対する審議 (2) 一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直し について (3) その他 4 その他 5 閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	入間市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画編【改訂素案】 一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針【検討資料】
事務局職員職氏名	環境経済部長 山崎利明 環境経済次長 長谷川 功 環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 秋元 満 環境経済部副参事(清掃指導・ごみ減量推進担当) 石川昌輝 環境経済部副参事(管理業務担当兼宮寺清掃センター所長) 横田一洋 総合クリーンセンター(事務局) 主 幹 廣瀬光太郎 主 幹 増岡貞夫 副主幹 齋藤政弘
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

○議題

(1) 諮問事項に対する審議

事務局より【資料】（改訂素案後半部分）を用いて説明を行った。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて

事務局より【資料】（一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて）を用いて説明を行った。

(3) その他

事務局より次の点について説明を行った。

- ・ 入間市一般廃棄物処理基本計画改訂に係る今後のスケジュールについて

○その他

特になし

以上

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
(増岡主幹) 小林会長 小林議長	1 開 会 (配布資料の確認を含む。) 2 会長あいさつ 本日の出席委員の人数は、11名です。よって、「入間市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項」の規定に基づき、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立となります。 続きまして、本日の会議録の署名について、「議長のほかに1名以上ということですので名簿順で永井委員にお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。
各委員 小林議長	「異議なし」の声 それでは、議事に入ります。本日の議題は3点となっております。1点目としまして『諮問事項に対する審議』、2点目としまして『一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて』、3点目に『その他』となっております。はじめに議題(1)『諮問事項に対する審議』について、事務局から説明をお願いします。
(石川副参事)	それでは事務局より説明させていただきます。本日ご審議いただく内容は、改訂素案後半部分となります。これに関しご確認いただく資料は、事前に送付済みの「《参考資料》個別施策の評価」と、この「個別施策の評価」を基に修正した「《参考資料》個別施策の目標(P34～37)」の2種類です。 はじめに、「《参考資料》個別施策の評価」についてです。これにつきましては、前回会議におきまして、複数の委員より、「前回改訂時の平成24年に設定した平成27年度中間目標値について、例えばそれが平成27年度終了時点でどうして達成できなかったか等の理由をもう少し掘り下げて検証してはどうか。」、あるいは「平成27年度終了時点において何らかの評価(施策項目ごとに達成度合いの印を付す等)が必要と思う。」とのご提案に基づき作成したものととなります。 確認になりますが、これはあくまでも、平成27年度終了時点におけるそれまでの取り組みの評価となります。評価方法やマークの種類につきましては、市の環境基本計画を参照し引用したものです。全4ページの中で「×」及び「△」が各一つあります。「×」の「生ごみ処理容器(機)の普及」についてですが、今回の改訂素案では、目標値を「40基/年」に修正しております。また、「△」の「焼却灰の資源化」ですが、予算の制限がある中で

発 言 者	発 言 内 容
<p>小林議長 森谷委員</p> <p>(石川副参事)</p> <p>小林議長 各委員 小林議長 (山崎部長)</p>	<p>の達成率66.7パーセントという結果によるものです。</p> <p>次に、この「評価」を踏まえた上で、その内容がもう一つの資料の「個別施策の目標」につながるわけですが、その際に削除した部分について説明させていただきます。先ほど説明しました「個別施策の評価」と交互に見比べながらお聞き取りください。削除した部分は、「グリーン購入の促進」、「低公害車の計画的導入」となります。また、前回会議後にご指摘を受けたものとしまして、施策項目「ごみ資源化の推進」の中で、「雑がみ」に関し重複記載がありましたので、一つの個別施策の枠内にまとめて記載しました。</p> <p>さらに、「《参考資料》個別施策の目標（P34～37）」につきまして、前回会議において、全体的に目標値が不明確である旨のご指摘をいただいたところです。その後、事務局内で検討を行い、現状値を踏まえ、目標値に関しより明確にできるものを洗い出し修正を加えたものとなります。</p> <p>また、説明文がわかりにくいとのご指摘をいただきました「P31 ごみ排出量の目標」ですが、資料のとおり修正しております。同様に、「P24～26 ごみ排出量の将来予測」の棒グラフにつきまして、過去の実績値とこれからの予測値を見やすく模様分けしております。</p> <p>この部分に関してご質問等はございますか。</p> <p>「個別施策の目標」の個別施策「収集体制（頻度）の継続」についてです。現在、当市の場合可燃ごみ収集は週3回ですが、近隣市では週2回というところもあるようです。市民にとっては利便性があることと思いますが、コスト面を考慮し週2回としてもよろしいのではないのでしょうか。現状を踏まえ、今後研究・検討を行い、適正な収集頻度としてください。</p> <p>了解いたしました。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>「なし」の声</p> <p>それでは、事務局（案）のとおり進めさせていただきます。</p> <p>事務局から改訂素案の修正点を中心に説明をさせていただき、ただ今ご承認をいただいたところです。今後は、計画書全体につきまして、会長・副会長のご了承をいただいた上で、庁内及び市民向けのパブリックコメントに移ってまいりたいと思います。さらに、そこで得られた意見を整理し、当審議会に報告し、意見の採用可否等についてご審議を賜りたいと考えておりま</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p data-bbox="284 405 400 443">小林議長</p> <p data-bbox="276 618 408 656">(増岡主幹)</p>	<p data-bbox="472 293 1436 383">す。最終的には、それらを踏まえて市長への答申という流れになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="472 405 1436 495">今後の流れについては、ただ今山崎部長から説明のあったとおりです。各委員におかれましてはよろしくお願ひします。</p> <p data-bbox="472 517 1436 607">それでは、議題（２）『一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて』に関し、事務局から説明をお願いします。</p> <p data-bbox="472 629 1436 808">それでは事務局より説明させていただきます。ご確認いただく資料につきましては、先日郵送させていただきました「一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて」です。急な案件で恐縮ですが、重要案件のためご審議いただきたく新規議題として追加させていただきました。</p> <p data-bbox="472 831 1436 920">本案件に関しましては、今後の方向性について所内で検討・調整を行ったものとなりますが、その内容につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p data-bbox="472 943 1436 1245">資料の説明の前に、法的な背景について確認させていただきます。法律上ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。さらに、一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の２種類に分かれます。家庭系一般廃棄物は、名称のとおり家庭から排出されるごみであり、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等があります。これは、市内から発生したものに限られます。事業系一般廃棄物は、事務所、スーパーの店舗等から排出されるごみを指します。</p> <p data-bbox="472 1267 1436 1402">一方、産業廃棄物は、工場の製造過程で排出されたもので、事業活動に伴って生じた廃棄物となります。これは、総合クリーンセンターでは受け入れができませんとなります。</p> <p data-bbox="472 1424 1436 1671">次に、ごみを収集運搬するには「許可」が必要であるという点です。法律上、一般廃棄物を収集・運搬・処分することは、市町村の責任となり、市町村自らが行うのが原則となります。ただし、市町村で行うことが困難な場合に限り、市町村は一定の要件を満たした業者に許可を与えています。その許可業者が、集積所の家庭ごみを収集運搬しているという考え方となります。</p> <p data-bbox="472 1693 1436 1939">ここでいう「委託」とは、ごみ排出者である市民から直接代金を徴収せず、市が収集運搬料を委託業者に支払う方法を指します。また、「許可」は、本来の行政の役割を代行させるべく、一定の条件を満たした業者に「許可証」を交付していますので、実際には許可業者と排出事業所等との契約により、事業ごみの収集運搬がなされているところです。</p> <p data-bbox="504 1962 1436 2007">一般廃棄物収集運搬業の許可は市町村長が付与し、産業廃棄物の収集運搬</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>業の許可は都道府県知事及び一部政令市長が付与するものであります。</p> <p>その中で今回ご審議をいただきたいのは、事業系ごみを収集運搬するための「許可」についてです。資料（一般廃棄物収集運搬業許可に関する基本方針の見直しについて）に基づき説明させていただきます。はじめに、収集運搬業許可の見直しの【主旨】についてです。一般廃棄物収集運搬許可については、平成21年10月に基本方針を定め、基本的には現在「新規の許可は付与しない」取り扱いとしておりますが、近年、複数業者から許可の申し出が寄せられていること及び基本方針策定から年月が経過している等の理由から見直し（検討）について審議をお願いするものであります。</p> <p>次に、現在までの許可条件見直しの経緯についてです。平成18年6月から「受託件数5件以上、かつ1ヶ月平均10トン以上の搬入」を新規許可要件として見直しを行いました。その後、平成21年10月に基本方針の見直しを行い、平成22年1月1日から施行しています。このときの内容が、現在も運用している基準となります。</p> <p>これにより、近年事業ごみ量が減少傾向にあり、現状の許可業者数（42者）で十分対応できることから、原則新規許可は認めておりません。ただし、再生利用（家電4品目、食品、廃油及び剪定枝のリサイクル）を目的とし、適正な施設への継続的な搬入計画があるなど特別な事情がある場合に限り、いわゆる「限定許可」というかたちで認めているところです。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、事務局では、新規許可を付与する場合と付与しない場合の2案について検討しました。それぞれの検討結果については、次のとおりです。</p> <p>新規に許可しない場合の根拠としましては、1点目として、一般廃棄物処理計画の搬入量から勘案し、既存の許可業者数（42者）で十分対応できること。2点目として、事業系ごみが年々減少傾向にあることが挙げられます。資料裏面上段の表「1 入間市の収集運搬処理業許可数と事業ごみ量について」を見ますと、平成14年度には1社あたり平均247.6トン収集していたものが、現在では約200トン弱までに減少していることがわかります。3点目として、新規に許可することは、既存許可業者間の過当競争を生じさせ、ひいては経営の悪化等により適切・安定的なごみ処理に支障を及ぼす可能性が考えられます。ただし、これはあくまでも既得権を守るものではなく、適正なごみ処理体制を維持することを目的とするものであります。</p>

発 言 者	発 言 内 容
小林議長	<p>逆に、新規に許可を与える場合の根拠です。1点目として、前述のとおり、現在の基本方針にもありますように、新規許可については、再生利用を目的とする業（家電4品目、食品、廃油及び剪定枝のリサイクル）に限っていることが挙げられます。2点目として、市内の人口動向や事業所数の推移です。人口動向につきましては、改訂素案P22「1 人口の予測」を見ますと、減少傾向にあることがわかります。また、事業所数の推移ですが、資料裏面下段の表「3 事業所数の変化について」を見ますと、こちらも減少傾向にあることがわかります。3点目として、許可業者そのものの減少があります。同じく料裏面上段の表「1 入間市の収集運搬処理業許可数と事業ごみ量について」、中段の表「2 近隣市の収集運搬処理業許可の状況」をご覧ください。これを見ますと、平成16・17年度に最大56者あったものが、平成28年度には42者にまで減少しています。減少した主な理由としましては、業者の「廃業」によるものです。既存の許可業者で収集運搬できない恐れが発生した場合に許可します。4点目として、当然のことではありますが、既存の許可業者数では収集運搬ができない恐れが生じた場合が考えられます。</p> <p>最後に、所内検討を行い、事務局として、3つの着眼点を抽出しました。</p> <p>1点目として、再生利用目的等の条件を付し許可数に上限を設けた上で、市内業者に限定し新規許可を認めることにより、市内業者の育成のほか、災害発生時等にも円滑な対応が期待できます。</p> <p>2点目として、事業ごみ量が年々減少傾向にあり、既存の許可業者数（42者）で十分対応できる状況のもと、新規許可を与えることで許可業者間の過当競争を生じさせ、ひいては経営の悪化等により適切・安定的なごみ処理に支障を及ぼす可能性が考えられます。</p> <p>3点目として、埼玉県清掃行政研究協議会第4ブロック構成市を対象にアンケート調査を行った結果、人口及び事業所数等からみて、当市の許可業者数が突出して多いことがわかります。また、ほとんどの市が新規許可申請は受付けていない状況であり、許可を付与しているのは再生利用に関する限定許可であります。</p> <p>以上が所内で検討した内容についての概要になります。本案件について、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>本案件に関してご質問等はございますか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
山本委員	資料裏面中段の表「2 近隣市の収集運搬処理業許可の状況」を見ますと、当市の「県外」許可業者数が近隣市に比べて多いように思います。何か理由があるのでしょうか。
(秋元所長)	当市は都県境に位置しており、当市許可業者の中には例えば青梅市や瑞穂町等に所在する業者もございます。明確な理由は分かりませんが、そのような事情が関係していることが考えられます。
森谷委員	事業所から発生する事業系ごみを収集運搬するには、自治体の首長から許可を付与された業者のみが対応可能とのことでしたが、具体的な契約はどのようなになっているのでしょうか。
(秋元所長)	当該事業所が事業系ごみを当センターに自己搬入しない方法を選択した場合、入間市長から許可が付与されている42業者の中から適宜業者を選び請負契約を結んでおります。
小林議長	ほかにございますか。
永井委員	1点目として、許可の基準（要件）を教えてください。2点目に、一度付与された許可はその後継続されるのでしょうか。3点目に、各許可業者の経営状態等についても確認されているのでしょうか。
(増岡主幹)	1点目として、許可の基準（要件）ですが、他市町村での収集運搬の実績、車両等の資機材の保有状況などを総合的に勘案し判断しております。2点目として、許可の期間につきましては「2年間」となっており、その後も継続して業を営む場合は2年ごとに「更新」の申請を行っていただいております。申請に当たっては、各種法定書類の提出を義務付けているほか、車両等保有資機材の状況を詳細に審査し、更新が妥当かどうかを判断しております。その時点で申請がない場合は、許可は消滅となります。3点目の各許可業者の経営状態の確認ですが、例えば黒字か赤字かなどを確認する手段の一つとして、納税証明書にて法人住民税の納付状況等を確認しております。
永井委員	事業系ごみが減少傾向にありますますが、現在の42業者の中で、競争が激しくなり経営が悪化したというような業者はありますか。
(齋藤副主幹)	今のところ直接的にそのような情報は入ってきておりませんが、例えば、やや表現は悪くなりますが、顧客である事業所を許可業者が獲得し合っている様子がうかがえるときもございます。許可業者数の減少は、多くの場合、後継者の不在など業者都合による廃業が多いようでございます。
奥山委員	用語の使い方について確認します。「収集運搬処理業」という用語の中に

発 言 者	発 言 内 容
(秋元所長)	<p>「処理」という言葉が使われています。「収集運搬」の意味はすぐに理解できますが、そこに「処理」という言葉が付くと何か釈然としません。</p> <p>この用語につきましては、「収集運搬」と「処理」という業に分けて考えることができます。「収集運搬」は、その言葉のとおり、発生した事業系ごみを各事情所から集め当センターに運び入れることを指します。一方、「処理」ですが、例えば許可業者の中に、武蔵村山市に所在します「比留間運送(株)」がごさいます。この業者などは、実際に剪定枝のリサイクルを行っており、当市内に専用工場を有しております。その場合、一般廃棄物の「処理」という観点から市長の許可が必要となります。</p>
岡野委員	<p>現時点では何とも言えませんが、今後、後継者不足による許可業者の廃業等で業者数そのものが減少することにより、事業系ごみの収集運搬に支障をきたすことが懸念されます。</p>
(秋元所長)	<p>資料裏面中段の表「2 近隣市の収集運搬処理業許可の状況」を見ますと、例えば、当市の約2倍の人口を抱える川崎市や所沢市と比べた場合、単純に人口という観点から見れば、当市の許可業者数はむしろ多いことがわかります。ただし、先ほど山本委員からもご指摘がございましたように、市内の業者が少ないことがありますので、今後もし新規で許可業者を募るとなった場合は、市内に所在する業者に限定するという方法もあるかと思えます。</p> <p>ここで整理をさせていただきます。ご審議をいただき方向性を決める際の判断材料としましては、当市の約2倍の人口を抱える川崎市や所沢市と比べても許可業者数は同程度であるため、これを人口が約半分の当市に当てはめた場合、許可業者数が多いととらえるのか、あるいは他市に比べて市内の許可業者が少ないので、市内業者に限定して新規で許可を付与するのかといったことが考えられます。</p>
沼井委員	<p>現在当市許可業者の総数が42ある中で、家庭から集積所に排出されたごみを収集運搬するいわゆる「委託収集業者」、事業者から排出されたごみを収集運搬する「許可業者」、自治会や子供会等から出された有価物を買取る「資源再利用取扱業者」の内訳はどのようになっていますか。</p>
(石川副参事)	<p>明確に区分しておりませんが、許可業者42の中で、「委託収集業者」が10社ごさいます。例えば、日常家庭から出された古布・紙類を収集運搬している「委託収集業者」が、市内事業所から発生する事業系ごみを収集運搬していたり、さらには同じ業者が「資源再利用取扱業者」として対応してい</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>る場合もございます。もっとも、冒頭の「委託収集業者」につきましては、日々排出される家庭ごみの収集運搬作業に相当な時間と労力が割かれるため、なかなか事業系ごみや集団資源回収まで手が回らないのが実情です。したがって、端的に申し上げますと、事業系ごみにつきましては、実質残りの32業者ほどで対応しているということになります。まとめますと、ある1業者が、今般議題となっております「事業系ごみ収集運搬の許可」を有しながら、「委託収集業者」や「資源再利用取扱業者」を兼ねているという解釈になります。</p>
<p>小林議長 永井委員 (石川副参事)</p>	<p>ほかにございますか。 新規で許可を求めているのは、市内・市外どちらに所在する業者ですか。 ここ最近の例をとりますと、市内・市外両方の業者から問い合わせがございました。</p>
<p>山本委員 (秋元所長)</p>	<p>少し観点が異なる質問となりますが、大規模災害発生時においては、所定の仮置場に一度に様々な廃棄物が集められることとなりますが、それへの対応に当たり今回議題となっている許可業者との関係性を教えてください。</p> <p>昨年8月22日に発災しました「平成28年台風9号」を例にご説明させていただきます。その際は、ご存知のとおり市内におきましても未曾有の被害が発生し、市の地域防災計画で規定されております道路管理課所管の「宮寺の仮置場」にあらゆる災害廃棄物が集められました。具体的には、畳をはじめ、たんすや食器棚等の家具類、冷蔵庫等の家電4品目、その他細かいところでは衣類、食器等々でございます。発生した事象は、閣議決定される「激甚災害」とまではまいりませんでした。集められた災害廃棄物の量を見ますと、ややもするとそれに匹敵する大規模災害と言っても過言ではない状況でございました。したがって、民生安定化の観点から、事後における災害廃棄物処理につきましては、それらを厳格に分けることなく、あまねくすべての災害廃棄物をひとまとめで処理する対応といたしました。</p> <p>具体的には、緊急やむを得ない事案として、許可業者かつ委託収集業者の1社に、災害廃棄物の各家庭からの収集運搬を依頼し、その後見積り合わせ等の契約行為を経て、同業者に同仮置場での「粗分別」、最終的な「撤去・処分」を依頼したところでございます。</p>
<p>岡野委員 (石川副参事)</p>	<p>42ある許可業者と市の間で災害協定のようなものはありますか。 大規模災害発生時においては、「し尿処理」に関する協定はございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>一方、先ほど例示しました家具類や家電類等のいわゆる家庭ごみの処理につきましては、個々の許可業者との協定は結んでおりません。こちらにつきましては、市の地域防災計画にもありますとおり、ダイア4市における「大規模災害時における相互応援に関する協定」のほか、県内全域における「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定」等がございますので、当市が独自に個々の許可業者と協定を締結していないにしても、災害廃棄物処理に関しても相互補完が可能と考えております。</p> <p>これらのことから、所内における検討段階では、大規模災害発生時においては、市内業者がより多い方が柔軟かつ円滑な対応が可能になるのではないかとといった意見もありました。</p>
小林議長 山本委員	<p>ほかにございますか。</p>
(石川副参事)	<p>確かに現在は42業者ありますが、今後もし許可業者が廃業等でさらに減るようなことがあれば、どのような対応が考えられますか。</p>
向野委員 (石川副参事)	<p>今後、事業ごみ量、人口、事業所数等の推移を注視しながら、それらに大きな変化があった場合には検討を加えていきたいと考えております。</p> <p>今回決定された内容は、その後どのように取り扱われるのでしょうか。</p>
森谷委員 (石川副参事)	<p>決定内容の決裁を経て、その後「告示」というかたちになります。</p> <p>方向性に関し事務局としての考え方（意向）を再度確認させてください。</p>
奥山委員	<p>資料下段にお示ししましたように、所内でも意見が分かれたところです。</p> <p>本案件は、現在検討を進めている「一般廃棄物処理基本計画改訂」とは別のものであり、つい先般案内があったばかりです。過去の様々な経緯も分からない上に、関係業者の商行為にも関わる内容ですので、やにわに審議会に二者択一的な選択（判断）を求められても、やや戸惑いがあります。ここはやはり一定の方向性を事務局から提示してもらい、それに対して審議会でも検討し意見具申するという方法がよいのではないかと考えます。</p>
剣持委員	<p>本案件は外的要因が多くを占めこれまでの複雑な背景もあります。そもそも許認可は、行政の首長の権限（責任）で行われるもので、その許可の範囲に係る方向性の決定について、審議会に委ねるべきものではないように思います。</p>
山本委員	<p>私も同感です。許可業者数に増減が生じる可能性があるごとに審議会に諮っていたのでは、事務効率からしてもよろしくないのではないかと考えます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
(秋元所長)	<p>再度整理しますと、要点は2つになります。一つ目は、一般廃棄物収集運搬処理業許可に関し、当面の間、新規での許可は付与しないという方針で、二つ目は、状況に応じて市内業者に限って新規での許可を付与するという方針です。こちらの意図としましては、最初から事務局の考えを委員の皆様へ押し付けてしまうことを避けるために、2つの案を提示させていただいたという経緯がございます。参考としまして、事務局でも複数の職員が検討会議に参加し議論を尽くしたわけですが、最後に得られた方向性は、前者の方でございました。</p>
小林議長	<p>私見になりますが、現在の許可業者は、これまでの経験等から市の廃棄物処理事情をよく知っており、市域から発生する事業系ごみの安定的な処理という観点から言えば、現在の状態を保ちつつ進行していくのがよろしいのではないかという思いはあります。事務局の意向を代弁するわけではありませんが、おそらく事務局としても同様の思いを抱いているのではないかと思います。</p>
各委員	<p>それでは時間もございますので、ここでの意見をまとめたいと思います。挙手にてお願いいたします。</p> <p>○当面の間、新規での許可は付与しない：1名</p> <p>○将来において許可業者が減少した場合、状況に応じて市内業者に限り新規許可の付与を検討する：9名</p> <p>※その際、必要以上の競合を招かないよう十分留意する。</p> <p>○棄 権：1名</p>
小林議長	<p>ただ今のとおり、審議会としての方向性としては、「将来において許可業者が減少した場合、状況に応じて市内業者に限り新規許可の付与を検討する。」（その際、必要以上の競合を招かないよう十分留意する。）という結論にさせていただきます。</p> <p>それでは、議題（3）『その他』について、事務局から説明をお願いします。</p>
(齋藤副主幹)	<p>一般廃棄物処理基本計画改訂に係る今後のスケジュールでございます。</p> <p>○3月中旬【庁内意見聴取（1～2週間程度）】</p> <p>○5月【広報いるまにて市民向けパブリックコメント周知】</p> <p>○5月初旬～【市民向けパブリックコメント実施】（30日間）</p> <p>○6月中旬【同計画改訂に係る第5回目の審議会開催】</p>

発 言 者	発 言 内 容
<p>小林議長 各委員 小林議長 (増岡主幹) (齋藤副主幹) (増岡主幹) 各委員 (増岡主幹)</p>	<p>※市民意見の検討・精査、最終確認及び答申（案）の作成</p> <p>○7月【市長への答申】</p> <p>○8月【計画書の印刷・製本】</p> <p>○8月30日【議会開会（全員協議会における答申内容の報告）】</p> <p>○9月【告示】</p> <p>議題（3）『その他』について、ご質問等がございますか。</p> <p>「なし」の声</p> <p>特にないようでしたら、以上で全審議事項について終了とし、議長の座を下ろさせていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご協力大変ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第4にございます『その他』に移らせていただきます。事務局からお伝えすることはありますか。</p> <p>特にございません。</p> <p>全体を通しまして委員の皆様からご質疑等がございますか。</p> <p>「特になし」の声</p> <p>これを持ちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>議 長 の 署 名 _____</p>	
<p>議長が指名した者の署名 _____</p>	